

本指導資料の活用について

○学年 高等学校第1学年

○主な領域 公共 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち (1) 主として法に関わる事項

○活用のポイント

①憲法の条文を根拠に、現在の同和問題（部落差別）の問題点について考えます。

②インターネット上の差別、身元調査、土地調査の具体的事例をもとに、同和問題（部落差別）を自分のこととして捉えさせることができます。

高等学校第1学年 公共学習指導案

1 単元名 「法や規範の意義及び役割」

2 単元について（略）

3 単元の目標

(1) 目標

- ・法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の課題を理解する。
- ・法や規範の意義及び役割に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける。
- ・法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の課題について、協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。
- ・法や規範の意義及び役割について、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。

(2) 評価規準

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の課題を理解している。 ・法や規範の意義及び役割に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめている。	法や規範の意義及び役割に関わる現実社会の課題について、協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現している。	法や規範の意義及び役割について、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

4 単元の指導計画・評価計画（5時間）（略）

※ 使用する教科書に合わせて、国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 高等学校 公民」等を参照し、作成してください。

5 人権教育上のねらい（個別の人権課題「同和問題（部落差別）」）

同和問題（部落差別）について、国や埼玉県取組及び差別の現状について、正しく理解する。

6 人権教育上の視点

心理的差別の解消に向けて、同和問題（部落差別）を自分のこととして捉えようとしている。

（価値・態度）

7 本時の学習と指導（3／5時間）

(1) 目標

- ・具体的な差別事象について考察し、論拠をもって表現する。

(2) 展開（50分）

◎人権教育上の配慮

学習活動等	指導上の留意点	・資料 観点 具体的評価規準
<p>1 公共的な空間における基本的原理である「人間の尊厳と平等」「個人の尊重」について確認する。</p> <p>2 同和問題（部落差別）に関係する動画を視聴する。</p> <p>3 同和問題（部落差別）について知っていることを発表する。</p> <p>4 本時の課題を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの原理が人権を尊重する社会をつくる上で不可欠なものであることを確認する。 ・学習の際に使う「えた」「ひにん」などの用語については、本時の学習で特別に使うものであり、日常生活では絶対に使ってはいけない用語であることを説明する。 ・生徒の既習事項を確認しつつ、歴史的背景や、これまでの差別解消についての取組、また同和問題（部落差別）が今も続く問題であることを説明する。 ・埼玉県では、令和4年に「埼玉県部落差別解消の推進に関する条例」が制定・施行されたことを説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料(1) MOJチャンネル 人権啓発動画 「『誰か』のことじゃない。」部落差別（同和問題）編
<p>課題 同和問題（部落差別）について、どのような差別があるのでしょうか。また、差別に対して、法はどのような働きをしているのでしょうか。</p>		
<p>5 「埼玉県部落差別解消の推進に関する条例」第3条に記載されている具体的な差別について考える。</p> <p>○図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(2)をもとに、インターネット上での差別の実態について確認し、その問題点について考え、話し合う。 	<p>◎具体的な差別事象を考えることを通して、自分のこととして差別の問題点を考えさせる。(価値・態度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(2)において、誰のどのような権利が侵害されるか憲法の条文をもとに考えさせる。 	<p>思 具体的な差別事象について考察し、論拠をもって表現している。(発言、ノート、ワークシート等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料(2)

<p>○結婚又は就職に際しての身元の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料(3)、資料(4)をもとに、結婚に際して身元調査をすることの問題点について考え、話し合う。 <p>○土地建物等を取引の対象から除外するための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料(5)をもとに、どのような差別があるか確認する。 <p>7 「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の内容について確認し、本時の学習のまとめをする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料にあるような行為は、重大な人権侵害であり、今も苦しんでいる人がいるということを説明する。 資料(3)において、誰のどのような発言や行動に問題があるか考えさせる。また、誰のどのような権利が侵害されるか憲法の条文をもとに考えさせる。 戸籍謄本や住民票などの個人情報第三者が不正取得することを防止するための制度についても紹介し、その意義を説明する。 資料(4)をもとに、同和地区出身者の結婚に際して、親が反対する理由や問題点について考えさせる。 土地を忌避することが、誰のどのような権利を侵害することになるか憲法の条文をもとに考えさせる。 取引全体から見れば少数かもしれないが、同和地区に対する偏見が残っていることに気付かせる。 憲法の理念に基づいて、法律や条例が制定され、差別解消に向けての取組が行われていることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料(3) 資料(4) 資料(5) 資料(6)
<p>まとめの例 同和問題（部落差別）は、現在もインターネット上の差別や身元調査、土地調査などの差別がある。また、憲法の理念に基づき、法律や条例が制定され、差別解消に向けての取組が行われている。</p>		
<p>8 本時の学習の振り返りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習を振り返り、自身が学んだことや差別についてどのように考えるか記述させる。 	

8 資料

- (1) MOJ チャンネル 人権啓発動画『『誰か』のことじゃない。』部落差別（同和問題）編
<https://www.youtube.com/watch?v=FEi60hJei5U>

(2) インターネット上での部落差別の事例

- ・全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載したもの
- ・「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景動画や写真等を掲載したもの
- ・「同和地区出身者」に対する否定的評価を述べる書き込み
- ・政治家や芸能人等の特定の著名人が「同和地区出身」であるなどとして、否定的評価を述べる書き込み

法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」令和2年6月をもとに作成
<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

(3) 結婚に関する差別の事例

A子さんとB君は、結婚を前提に交際しており、A子さんは両親にB君を紹介しました。両親は、B君を気に入ってくれたようで、A子さんも安心しました。

ところが、後日、「B君の自宅あたりは、同和地区であると近所の人たちが噂しているのを聞いたことがある」と母が言うと、父も「自分は気にしないが、身元調査（※1）をした方がいいかもしれない」と応じる両親の会話を耳にしました。

※1 身元調査

就職や結婚のとき調査会社などを使って出身地や家族の状況を調べる行為のこと。近年、全国的に戸籍謄本や住民票の写しなどが本人の知らないところで不正に取得される事案が相次いで発生しました。こうした事案を防止するため、県内の市町村では「事前登録型本人通知制度（※2）」を行っています。

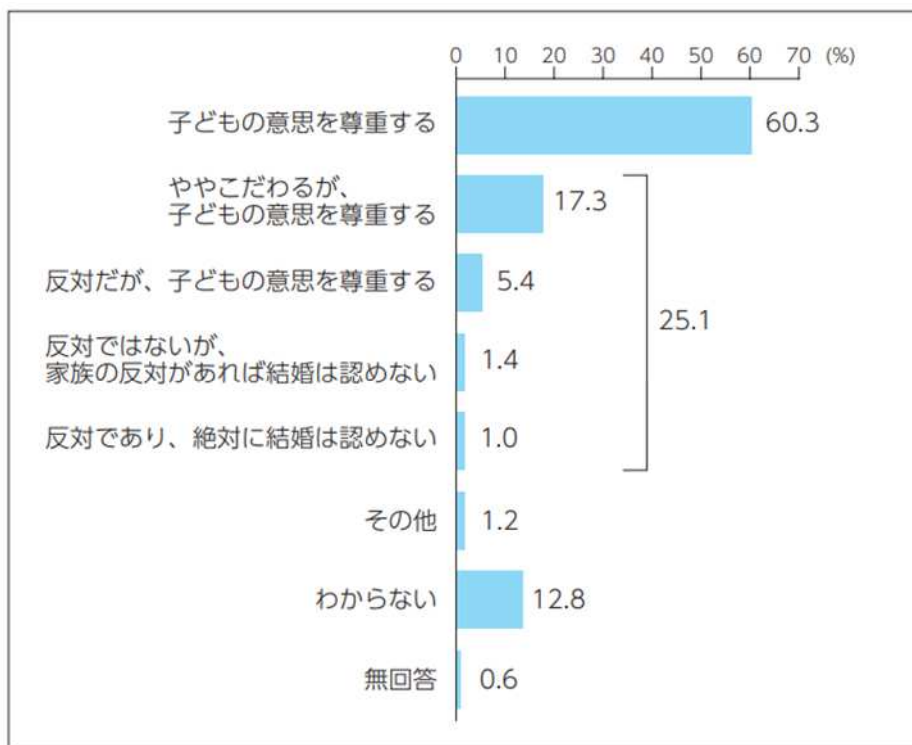
※2 事前登録型本人通知制度

本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその事実を通知する制度。

出典：埼玉県「同和問題の解決をめざして」

(4) 結婚に関する意識調査

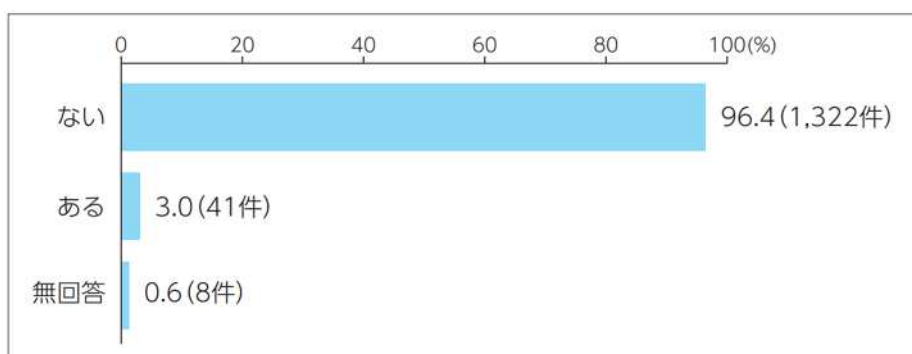
「おさんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどうすると思いますか。」
という質問に対する一般県民の回答



出典：令和2年度埼玉県「人権に関する県民意識調査報告書」

(5) 土地調査

「不動産売買及び賃貸借の仲介に関して概ね最近5年間の状況で、取引物件が同和地区であるかの問い合わせを受けたことがあるか」という質問に対する宅地建物取引業者の回答



出典：(公社) 埼玉県土地建物取引業協会・(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部
平成26年9月～11月調べ

※ 資料(3)、(4)、(5)は、埼玉県「同和問題の解決をめざして」から引用。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25986/mezashitehonpen-r4.pdf>

(6) 「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」(抜粋)

「部落差別の解消の推進に関する法律」 【平成 28 年 12 月 16 日、公布・施行】	「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」 【令和 4 年 7 月 8 日、公布・施行】
<p>(目的) 第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号。第 9 条において「法」という。）第 2 条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。</p> <p>(部落差別の禁止) 第三条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。</p>